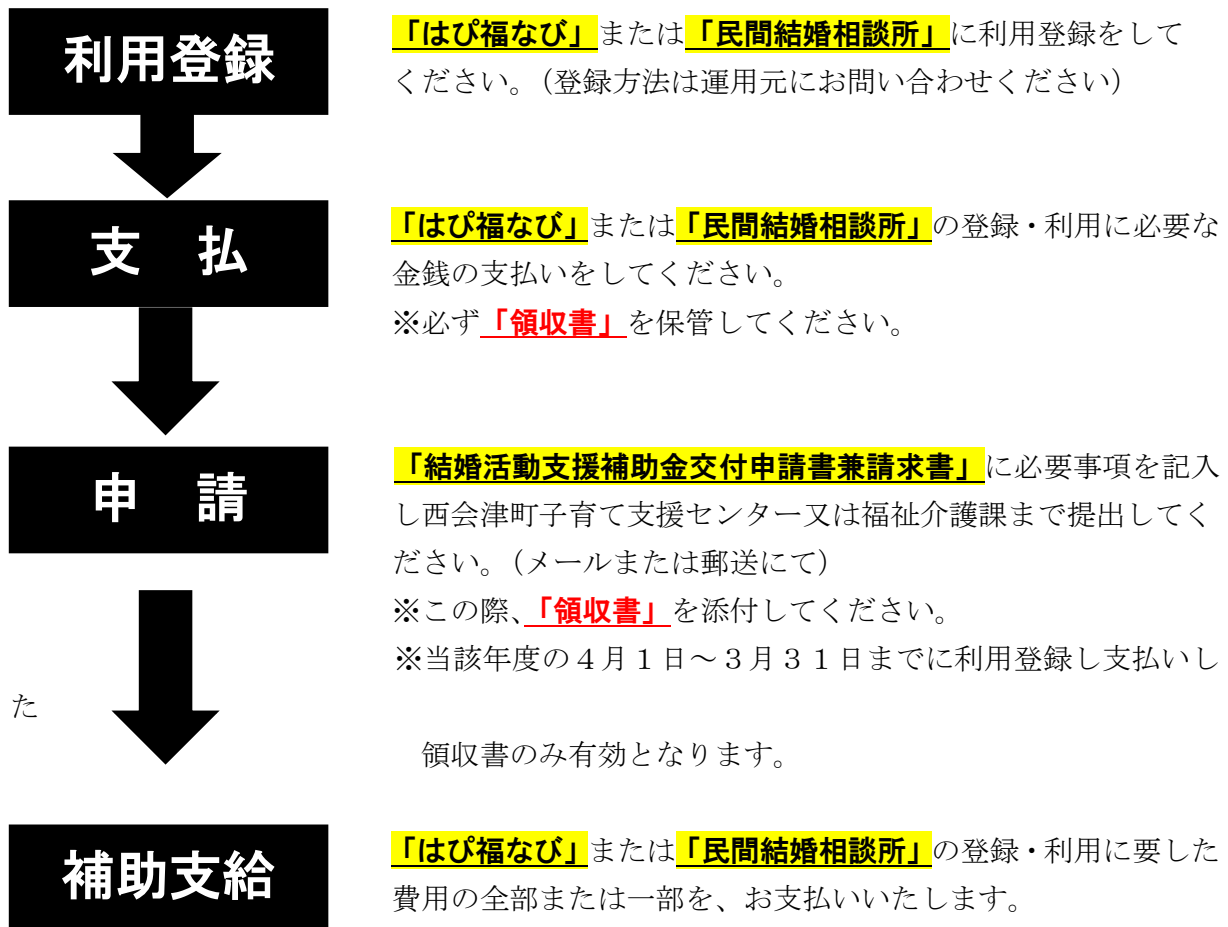


結婚活動支援補助金 処理フロー（R7.4.1）



【Q&A】

- Q 1：令和7年4月1日以前に「はぴ福なび」や「民間結婚相談所」に利用登録している場合、一旦会員登録を解除し再度新規登録すれば対象となるか？
- A 1：対象となります。
- Q 2：「はぴ福なび」と「民間結婚相談所」の両方の補助金を申請できるか？
- A 2：補助金の併用は可能ですが、申請は当該年度中1回までとなりますので、同じタイミングで申請をしていただきます。
- Q 3：はぴ福なびの2年間の登録期間を満了したが、再度補助金を申請することは可能か？
- A 3：同一年度内でなければ、再度補助金の申請は可能です。
- Q 4：町が実施する実態調査とは何か？
- A 4：補助金の支給を受けた方が異性とどの程度マッチングしたか、その後の交際や成婚への発展があったか等を調査します。個人が特定されない形で公開する場合があります。
- Q 5：民間結婚相談所の主催する婚活パーティー等への参加費は補助対象となるか？
- A 5：飲食費や参加費等は補助対象外となります。
- Q 6：補助金支給後にサービスを途中解約又は変更し、返金があった場合には補助金を返還しなければならないか？
- A 6：補助金支給後に返金があった場合は速やかに町役場へその旨お申し出ください。